

令和5年(2023年)第3回ニセコ町議会臨時会

令和5年(2023年)5月10日(水曜日)

○議事日程

- 1 仮議席の指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 選挙第1号 議長の選挙
- 4 会期の決定
- 5 選挙第2号 副議長の選挙
- 6 議席の指定
- 7 常任委員の選任
- 8 議会運営委員の選任
- 9 選挙第3号 後志広域連合議会議員の選挙
- 10 選挙第4号 羊蹄山麓環境衛生組合議会議員の選挙
- 11 選挙第5号 羊蹄山ろく消防組合議会議員の選挙
- 12 選挙第6号 後志教育研修センター組合議会議員の選挙
- 13 諸般の報告
- 14 専決処分した事件の承認について(令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 15 専決処分した事件の承認について(令和5年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 16 専決処分した事件の承認について(令和5年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 17 議案第1号 ニセコ町監査委員の選任について
- 18 議案第2号 町税条例の一部を改正する条例
- 19 議案第3号 ニセコ町道路線の変更について(中学校通)
- 20 議案第4号 ニセコ町道路線の認定について(ニセコミライ通)
- 21 議案第5号 請負契約の締結について(令和5年度林道小花井線法面補修工事(2号・3号箇所))
- 22 議案第6号 請負契約の締結について(令和5年度宮田地区(小花井)配水管更新工事)
- 23 議案第7号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算
- 24 議員派遣の件
- 25 閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)
- 26 閉会中の所管事務調査の申し出について(各常任委員会)

○出席議員(10名)

仮議席1番 小松弘幸

仮議席2番 篠原正男

仮議席3番 青羽雄士

仮議席4番 木下裕三

仮議席5番 斉 藤 うめ子
仮議席7番 大 野 幹 哉
仮議席9番 高 木 直 良

仮議席6番 高 瀬 浩 樹
仮議席8番 前 原 孝 植
仮議席10番 榊 原 龍 弥

本議席1番 高 瀬 浩 樹
本議席3番 高 木 直 良
本議席5番 前 原 孝 植
本議席7番 斉 藤 うめ子
本議席9番 篠 原 正 男

本議席2番 大 野 幹 哉
本議席4番 榊 原 龍 弥
本議席6番 小 松 弘 幸
本議席8番 木 下 裕 三
本議席10番 青 羽 雄 士

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町 長	片 山 健 也
副 町 長	山 本 契 太
会 計 管 理 者	加 藤 紀 孝
総 務 課 長	福 村 一 広
防 災 専 門 官	青 田 康 二 郎
企 画 環 境 課 長	黒 瀧 敏 雄
税 務 課 長	鈴 木 健
町 民 生 活 課 長	富 永 匡
保 健 福 祉 課 長	桜 井 幸 則
農 政 課 長	中 川 博 視
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 浩 二
農 政 課 参 事	石 山 智
国 営 農 地 再 編 推 進 室 長	阿 部 信 幸
商 工 観 光 課 長	三 上 進
商 工 観 光 課 参 事	橋 本 啓 二
都 市 建 設 課 長	石 山 康 行
上 下 水 道 課 長	樋 口 範 幸
総 務 係 長	浅 井 理 登
財 政 係 長	片 岡 辰 三
教 育 長	淵 野 伸 隆
学 校 教 育 課 長	中 村 正 人
町 民 学 習 課 長	齊 藤 徹
こ ども 未 来 課 長	三 橋 公 一
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	

有島記念館長
代表監査委員
農業委員会会長

寺島弘道
佐竹三郎
荒木隆志

○出席事務局職員

事務局長
書記

高瀬達矢
佐藤秀美

◎臨時議長の紹介

○議会事務局長（高瀬達矢君） 事務局長の高瀬です。どうぞよろしく申し上げます。

本臨時会は一般選挙後の初めての議会となります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

委員長の高木直良議員をご紹介します。高木直良議員、臨時議長席のほうにご着席をお願いいたします。

◎臨時議長のあいさつ

○臨時議長（高木直良君） ただいま紹介をいただきました高木直良です。

地方自治法第 107 条の規定によって、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

◎開会宣言

○臨時議長（高木直良君） ただいまから、令和 5 年第 3 回ニセコ町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 仮議席の指定

○臨時議長（高木直良君） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいまご着席の議席といたします。

◎日程第 2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（高木直良君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はニセコ町議会会議規則第 124 条の規定により、臨時議長において、仮議席 1 番小松弘幸君、仮議席 2 番、篠原正男君を指名します。

◎日程第 3 選挙第 1 号 議長の選挙

○臨時議長（高木直良君） 日程第 3、選挙第 1 号 議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（佐藤書記議場を閉鎖する）

ただいまの出席議員は 10 名です。

次に立会人を指名します。ニセコ町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定により、木下裕三君、斉藤うめ子君を指名します。

投票用紙を配ります。

(高瀬事務局長 投票用紙配布)

投票用紙の配付漏れはありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

配布漏れはなしと認めます。

続いて、投票箱を点検いたします。

(高瀬事務局長、投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。点呼に応じて、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

席上で投票用紙に記載してください。

ただいまから投票を行います。事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

それでは投票の順序を読み上げます。

○議会事務局長（高瀬達矢君） それでは投票のほうに入ります。

1 番、小松弘幸議員。2 番、篠原正男議員。3 番、青羽雄士議員。4 番、木下裕三議員。5 番、斉藤うめ子議員。6 番、高瀬浩樹議員。7 番、大野幹哉議員。8 番、前原孝植議員。10 番、榊原龍弥議員。9 番、高木直良議員。

(議員は点呼により投票)

投票漏れはございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

続いて開票を行います。木下裕三君、斉藤うめ子君、開票の立会いをお願いいたします。

(高瀬事務局長 開票)

○臨時議長（高木直良君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、青羽雄士君 9 票、斉藤うめ子君 1 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、青羽雄士君が議長に当選されました。

議場の出入口を解きます。

(佐藤書記議場閉鎖を解く)

ただいま議長に当選されました青羽雄士君が議場におられます。ニセコ町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

(「はい」という声あり)

議長に当選されました青羽雄士議員から発言を求められておりますので、これを許します。

○議長（青羽雄士君） ただいま、議長に就任いたしました青羽雄士です。議会の品位を保持しつつ、議会の大きな役割であります執行部への町行政への監視、また議決機関としての責任を持って運営していきたいと思っております。町民の皆様方に信頼される議会を目指していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（高木直良君） これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

青羽議長、議席にお着きいただきたいと思っております。お願いします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので会議を開きます。

議長において、追加する議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長（青羽雄士君） 日程第4、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第5 選挙第1号 副議長の選挙

○議長（青羽雄士君） 日程第5、選挙第2号 副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

（佐藤書記議場を閉鎖する）

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名します。ニセコ町議会会議規則31条第2項の規定により、立会人に木下裕三君、斉藤うめ子君を指名します。

投票用紙を配ります。

（高瀬事務局長、投票用紙配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（高瀬事務局長、投票箱点検）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。点呼に応じて、投票用紙に被選挙人の氏名を記載

の上、順次投票願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

それでは、投票の順序を読み上げます。

○議会事務局長（高瀬達矢君） それでは投票のほうに移らせていただきます。1番、小松弘幸議員、お願いします。2番、篠原正男議員。4番、木下裕三議員。5番、斉藤うめ子議員。6番、高瀬浩樹議員。7番、大野幹哉議員。8番、前原孝植議員。9番、高木直良議員。10番、榊原龍弥議員。3番、青羽雄士議員。

（議員は点呼により投票）

○議長（青羽雄士君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。木下裕三君、斉藤うめ子君、開票の立会いをお願いいたします。

（高瀬事務局長 開票）

選挙の結果を報告します。投票総数10票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票10票、無効投票0票です。有効投票のうち、篠原正男君、9票、斉藤うめ子君、1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、篠原正男君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（佐藤書記議場の閉鎖を解く）

ただいま副議長に当選されました篠原正男君が議長におられます。ニセコ町議会会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

（「議長」と呼ぶ声あり）

副議長に当選されました篠原正男君から発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長（篠原正男君） ただいま、当選告知をいただきました篠原正男でございます。もとより非才ではございますけれども、青羽議長が描くニセコ町議会づくり、その一歩でも皆様方と協力しながら進めていきたいという考えでおります。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） この際、暫時休憩します。

暫時休憩

再 開

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議席の指定

○議長（青羽雄士君） 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、ニセコ町議会会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定します。

氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（高瀬達矢君） それでは、私のほうから議席番号と議員のお名前を読み上げたいと思います。1番、高瀬浩樹議員、2番、大野幹哉議員、3番、高木直良議員、4番、榊原龍弥議員、5番、前原孝植議員、6番、小松弘幸議員、7番、斉藤うめ子議員、8番、木下裕三議員、9番、篠原正男議員、10番、青羽雄士議員、以上でございます。

○議長（青羽雄士君） ただいま事務局長が朗読したとおり、議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれただいまの指定の議席にお着き願います。

この際、暫時休憩します。

暫時休憩

再 開

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 常任委員の選任

○議長（青羽雄士君） 日程第7、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、ニセコ町議会委員会条例第7条第4項の規定により、総務常任委員に小松弘幸君、榊原龍弥君、高木直良君、大野幹哉君、篠原正男君を、産業建設常任委員に木下裕三君、斉藤うめ子君、高瀬浩樹君、前原孝植君、私青羽雄士をそれぞれ指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり、常任委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩します。

暫時休憩

再 開

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

休憩中に各常任委員会が開かれ、委員長及び副委員長が互選され、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。総務常任委員会委員長に小松弘幸君、同副委員長に榊原龍弥君、産業建設常任委員会委員長に木下裕三君、同副委員長に斉藤うめ子君、以上のとおり互選された旨の報告

がありました。

諸般の報告を終わります。

◎日程第8 議会運営委員の選任

○議長（青羽雄士君） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、ニセコ町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議会運営委員に榊原龍弥君、高瀬浩樹君、小松弘幸君、木下裕三君、篠原正男君を指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩します。

暫時休憩

再 開

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際諸般の報告を行います。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、委員長及び副委員長が互選され、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。議会運営委員長に榊原龍弥君、同副委員長に高瀬浩樹君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

諸般の報告を終わります。

◎日程第9 選挙第3号 後志広域連合議会議員の選挙

○議長（青羽雄士君） 日程第9、選挙第3号 後志広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

小松議員。

○小松議員 動議を提出します。

指名の方法について、後志広域連合議会議員については各町村の議長が選出されているケースも多く、そのような選出が適切と思われることから、青羽議長を指名することを望みます。以上です。
○議長（青羽雄士君） ただいま小松弘幸君から後志広域連合議会議員に、私、青羽を指名したい旨の動議が提出されました。この動議は、賛成者がありましたら成立いたします。

（「賛成」の声、いくつかあり）

ただいま賛成との声があり、提出されましたように、私、青羽雄士を後志広域連合議会議員の当選人とすることにご異議がないと認めます。

よって、ただいま指名されました私、青羽が後志広域連合議会議員に当選しました。

◎日程第 10 選挙第 4 号 羊蹄山麓環境衛生組合議会議員の選挙

○議長（青羽雄士君） 日程第 10、選挙第 4 号 羊蹄山麓環境衛生組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

羊蹄山麓環境衛生組合議会議員に榊原龍弥君、前原孝植君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長において指名しました榊原龍弥君、前原孝植君を羊蹄山麓環境衛生組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました榊原龍弥君、前原孝植君が羊蹄山麓環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま羊蹄山麓環境衛生組合議会議員に当選された榊原龍弥君、前原孝植君が議場におられますので、本席からニセコ町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

◎日程第 11 選挙第 5 号 羊蹄山ろく消防組合議会議員の選挙

○議長（青羽雄士君） 日程第 11、選挙第 5 号 羊蹄山ろく消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議」なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

羊蹄山ろく消防組合議会議員に木下裕三君、大野幹哉君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました木下裕三君、大野幹哉君を、羊蹄山ろく消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました木下裕三君、大野幹哉君が羊蹄山ろく消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、羊蹄山ろく消防組合議会議員に当選されました木下裕三君、大野幹哉君が議場におられますので、本席からニセコ町議会会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎日程第12 選挙第6号 後志教育研修センター組合議会議員の選挙

○議長(青羽雄士君) 日程第12、選挙第6号 後志教育研修センター組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。後志教育研修センター組合議会議員に、小松弘幸君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました小松弘幸君を、後志教育研修センター組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小松弘幸君が、後志教育研修センター組合議会議員に当選されました。

ただいま、後志教育研修センター組合議会議員に当選されました小松弘幸君が議場におられます。本席からニセコ町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

この際、午後 2 時まで休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 45 分
再 開 午後 1 時 55 分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 13 諸般の報告

○議長（青羽雄士君） 地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、黒瀧敏雄君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長・農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、山田浩二君、商工観光課長、阿部信幸君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、淵野伸隆君、町民学習課長、中村正人君、こども未来課長、齊藤徹君、学校給食センター長、三橋公一君、有島記念館長、寺島弘道君、代表監査委員、佐竹三郎君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

◎日程第 14 承認第 1 号から日程第 16 承認第 3 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 14、承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 4 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算）の件から、日程第 16、承認第 3 号 専決処分した事件の承認について（令和 5 年度ニセコ町一般会計補正予算）の件までの 3 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） ご説明申し上げる承認第 1 号から第 3 号につきましては、本来、議会において議決決定いただく事件について、議会開催の暇がない場合など特定の場合に、町長が議会に代わって事件の処分をする、いわゆる専決処分の承認でございます。

横長の議案で左上に承認 1 号と書いてある資料をご覧いただきたいと存じます。

日程第 14、承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 4 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算）についてご説明をいたします。これは、令和 5 年 3 月 30 日付の専決となるもの

でございます。

それでは資料の1ページからご説明をいたします。

承認第1号 専決処分した事件の承認について。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和4年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和5年5月10日提出、ニセコ町長 片山健也。

1枚おめくりいただきまして3ページ、こちらが令和5年3月30日付の専決処分書でございます。

次のページをお開きください。議案でございます。令和4年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算。令和4年度ニセコ町の後期高齢者医療医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ368万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,118万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月30日、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入が6ページ、歳出を7ページに載せてございます。

次のページ、8ページにつきましては歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入でございます。

9ページの歳出ですが、今回の補正額合計368万9,000円の財源につきましては、今回の場合は保険料となりますが、全てその他財源で賄うということにしております。

それでは歳出からご説明いたしますので、11ページをお開きください。

2款1項1目18節の、北海道後期高齢者医療広域連合負担金368万9,000円については、実績により現年度分、令和4年度分でございますが、現年度分の後期高齢者医療保険料が当初予算を上回り、歳出の北海道後期高齢者医療広域連合負担金、保険料納付分ということですが、この負担金が不足するということから補正をするものでございます。なお本件は、保険料増額に伴う負担金の増額であるということから、歳入の保険料も同額補正を行います。

次に10ページでございます。歳入でございます。

1款1項、後期高齢者医療保険料、1目1節の特別徴収保険料18万8,000円、その下2目1節の現年度分普通徴収保険料350万1,000円、合わせて368万9,000円の歳入で、先ほどご説明した歳出と同額の補正ということでございます。

説明は以上でございますが、専決処分に係る本補正予算の内訳につきましては、別冊の補正予算資料No.1、承認第1号にまとめてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。と存じます。

承認第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第15、承認第2号 専決処分した事件の承認についてご説明をいたします。先ほど使いました同じ横長の議案で、ございますが、こちらの13ページをお開きいただきたいと思います。令和5年4月10日付で専決した令和5年度の一般会計補正予算ということになります。

承認第2号 専決処分した事件の承認について。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和5年5月10日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページでございます。15ページ、先ほど申しあげました今回の専決処分については、令和5年4月12日付の専決処分書でございます。

次のページをお開きください。17ページでございます。令和5年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和5年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ227万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,572万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月12日、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きいただきまして、18ページ「第1表 歳入歳出予算補正」から20ページまでにつきましては記載のとおりでございます。

21ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出でございますが、今回の補正額合計227万5,000円の財源については、前年度繰越金でございますが全て一般財源で賄います。

それでは、歳出からご説明いたしますので、23ページをお開きいただきたいと存じます。10款3項1目14節ニセコ中学校営繕工事82万5,000円。こちらにつきましては、中学校校舎躯体をつなぐ金属部分の劣化が原因で、中学校玄関ホールから雨と融雪水による雨漏りが発生したため、躯体のつなぎ目と剥がれた天井の修繕を行うというための補正でございます。

その下、7項3目給食センター費、17節一般備品145万円につきましては、給食センターで使用しているミキサーについて、経年劣化により故障しましたが、修理のための部品が既に製造を終了しているため、購入に切替えるための費用を補正するというものでございます。

次に22ページにお戻りいただきまして、歳入でございます。歳入につきましては、歳出と同額の20款1項1目1節前年度繰越金227万5,000円を計上いたします。

説明は以上でございますが、専決処分に係る補正予算の内訳については、別冊の補正予算資料No.2にまとめてございますので、これも後ほどご覧いただきたいと思っております。

承認第2号については以上でございます。

続きまして、承認第3号でございます。

日程第16、承認第3号 専決処分した事件の承認についてご説明をいたします。こちら令和5年度一般会計で、4月24日付の専決となります。先ほど同様の予算書の25ページからになります。

承認第3号 専決処分した事件の承認について。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和5年5月10日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページでございます。令和5年4月24日付の専決処分書でございます。

29ページ、令和5年度ニセコ町一般会計補正予算。令和5年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,656万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月24日、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。30ページの「第1表 歳入歳出予算補正」から32ページまでにつきましては記載のとおりでございます。

33ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書の総括の歳出でございますが、今回の補正額の合計83万7,000円につきましては全て一般財源、こちらも前年度繰越金となりますが一般財源で賄います。

それでは歳出からご説明をいたしますので、35ページをお開きいただきたいと思います。2款1項12目12節の訴訟業務委託料66万円でございます。こちらはニセコ町が訴訟を提起されたことによる訴訟対応の費用を計上するというものでございます。予算の内訳は着手金それから成功報酬及び関係経費となっております。平成24年にニセコ町が山梨の会社、ここではC社と申し上げます。このC社から正式な売買契約手続のもとに取得をいたしました字羊蹄71番地ほか一筆、合計で16万2,987㎡、地目は山林でございます。これは水道水源の保護・涵養のための用地として、土地開発基金により町が購入をしております。このたびこの土地について、本町が所有する4代前の平成5年にこの土地を所有していた会社、ここでは原告と申し上げます。原告から地方裁判所経由でニセコ町に対し、所有権移転登記請求訴訟を提起するとの通知がありました。簡略に申し上げますと、原告の主張はこの土地の所有権はニセコ町ではなく、本来原告側にあるとの主張です。この土地は原告所有の後、間にA、B、Cの3者を経由し、その後本町の所有となりました。原告の主張根拠は、原告から最初のA社へは売買はしておらず、関係書類の偽造により所有権が移転しているというものでございます。今後は来月6月23日金曜日に、札幌地方裁判所岩内支部1号法廷にて第1回口頭弁論が行われる予定でございます。いずれにいたしましても、ニセコ町としては正式な手続で所有権を取得している土地でございますので、正当な権利を主張してまいりたいと考えているところでございます。こちらの説明については以上でございます。

その下、16目地域コミュニティセンター費、12節浄化槽管理委託料4万4,000円。各地区のコミュニティセンターについては、指定管理者制度により地域に管理をお願いしておりますが、浄化槽管理委託料については町が負担をしております。このたび羊蹄山麓環境衛生組合の受入れ単価の改正により、各施設の汲み取り料単価7,818円/㎡が8,549円/㎡に変更され、728円/㎡の増額となり浄化槽管理委託料に不足が生じるため、その差額分を補正するというものでございます。なお、各地区のコミュニティセンターは近藤・里見・ニセコ・福井・曾我活性化センターの5施設となります。

続きまして、36 ページから 39 ページにかけまして、各地区のコミュニティセンターと同様、汲み取り単価の増額により浄化槽管理委託料を増額するというものでございます。36 ページ、上段の浄化槽管理委託料 6,000 円は、字羊蹄のニセコ斎場でございます。下段の 2,000 円は字豊郷のごみの最終処分場、37 ページの 2 万 3,000 円は、観光施設であるアンヌプリ地区のトイレと五色温泉インフォメーションセンター、それから 38 ページ、上段の浄化槽管理委託料 1 万 3,000 円は、曾我森林公園及び有島小公園、その下 2 万 1,000 円につきましては、町内公営住宅西富団地の浄化槽管理委託料、39 ページ上段の 4,000 円は教職員住宅、中段の 2,000 円が近藤小学校、下段 6 万 2,000 円が有島記念館、それぞれの浄化槽管理委託料の増額補正ということでございます。

次に、34 ページの歳入をご説明を申し上げます。歳入については、歳出と同額で 20 款 1 項 1 目 1 節の前年度繰越金 83 万 7,000 円を計上しております。こちらで賄うということにしております。

説明は以上でございますが、専決処分に係る本予算の内訳については、別冊の補正予算資料 No.3 にまとめてございますので、こちらも後ほどご覧いただきたいと存じます。

承認第 3 号については以上でございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 4 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 4 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算）の件は承認することに決しました。

これより、承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（令和 5 年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3 番、高木直良議員。

○3 番（高木直良君） 先ほどの説明では、中学校の躯体をつなぐということなんですが、その躯体というのは校舎のどの部分なんでしょうか。例えば廊下と教室とか、廊下と体育館とか、どこの部分の躯体を指しているのか、参考のためにお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○学校教育課長（淵野伸隆君） ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。今回、水漏れ・雨漏りが発生した部分については、中学校の教室棟と真ん中の廊下がある部分、昇降棟のつなぎ目部

分のコンクリート等が劣化して、その部分から雨が侵入したと考えてございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） つなぎ目部分には金具は必ずあるものなんですか。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） 当時、都市建設課にいたので、私のほうから答弁させていただきます。笠置という部分に金属物がありまして、躯体と躯体をつなぐ形になっています。それで一応建物をカバーして、コーキングで収めている状態です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については、討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

○議長（青羽雄士君） これより、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○3番（高木直良君） 3番、高木です。これも参考のためにお聞きしたいのですが、訴訟が起こされたということですが、こういった土地の買収に関連した資料というのは、町としては永久保存の扱いでされているのでしょうか、あるいは年限を切った管理ということにとどまるのか、その辺参考のためにお聞かせください。

○議長（青羽雄士君） 福村総務課長。

○総務課長（福村一広君） 高木議員の質問にお答えします。文書管理については、ニセコ町の場合は永久というのがなく、30年ごとに見直し、それを延長していく形で永久的に保存していくことは可能だと考えております。それは、ただ永久にしてしまうとずっと見ないまま、見直しをしないままずっと引き継がれるということになりますから、必ず一旦きちんと延長する必要があるかどうかの確認をして、再度延長していくという考え方をもとに、そういう規定にしております。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分した事件の承認について(令和5年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は承認することに決しました。

◎日程第17 議案第1号から日程第23 議案第7号

○議長(青羽雄士君) 日程第17、議案第1号 ニセコ町監査委員の選任についての件から、日程第23、議案第7号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の件までの7件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは、日程第17、議案第1号 ニセコ町監査委員の選任についてご説明をいたします。議案の2ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 ニセコ町監査委員の選任について。下記の者をニセコ町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、虻田郡ニセコ町字本通226番地10

氏名、高木直良、昭和21年2月20日生まれ

令和5年5月10日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件につきましては、町議会議員の改選によりまして、議員各位の任期が改まったことから、議会議員から選任する監査委員1名について、議会の同意を求めるものでございます。

今回ご提案しました高木直良さんの高潔な人格、すぐれた見識につきましては、私どもからあえて申し上げるまでもなく、議員各位にご案内のとおりと存じます。高木直良さんの略歴等につきましては、議案の3ページに記載してございますので、ご覧いただきたいと存じます。なお、高木さんの任期は、地方自治法第197条により、本日から今期の議員としての任期と同一ということとなります。

議案第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

引き続き、日程第18、議案第2号 町税条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。議案の4ページをお開きいただきたいと存じます。

議案を読み上げる前に、大変申し訳ございませんが、議案の中身の訂正をさせていただきたいと存じます。8ページ、条例改正の本文になりますけど、こちらの上から9行目、「掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない」となっております。「町長に提出しなければならない」の誤りでございます。訂正をさせていただきたいと存じます。大変申し訳ございません。

それでは、議案第2号 町税条例の一部を改正する条例。

町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年5月10日提出、ニセコ町長 片山健也。

おめくりいただきまして、議案の5ページから10ページにかけてが改正条例の本文でございます。

10ページの下段をご覧いただきたいと思っております。提案理由でございます。地方自治法等の一部を改正する法律などの公布に伴い、所要の改正を行う必要があること、また、地方税法に定める範囲で本町の実情に応じた自主的な政策展開に資するため、固定資産税の特例措置を初めとした地域決定型地方税特例措置、通称わがまち特例と申しますが、これに関する規定を追加するため本条例を提出するというところでございます。

では、別冊でご説明を申し上げたいと存じます。別冊の資料でございまして、第3回ニセコ町議会臨時会説明資料をご用意いただきたいと存じます。こちらの1ページ、「町税条例等の一部を改正する条例の概要」をご説明を申し上げたいと存じます。この改正の理由につきましては、先ほどご説明を申し上げましたとおりでございます。

その次、黒四角の2つ目、主な改正点でございます。今回の改正内容の多くは法令改正に伴う規定の整備や引用箇所の変更ですが、納税者の皆さんに関わりの深い内容については、主に以下の点が改正をされます。3つ掲げております。まずは1. 個人住民税の改正、2. 固定資産税の改正、それから、3. 軽自動車税種別割の改正ということで主にこの3つを改正する内容でございます。

1ページに戻っていただきまして、まず1つ目の個人住民税(町道民税)の改正についてということなんですが、今回の改正につきましては森林環境税の導入に伴う改正でございます。改正に関わる条例につきましてはこちらに記載したとおりでございますが、ここに関連して改正をしております。令和6年度から町道民税均等割と合わせて、1人当たり年間1,000円が賦課されることとなった森林環境税に関する改正です。森林は国土の保全や水源の維持、地球温暖化の抑制など様々な機能がありますが、近年の日本では林業の衰退や所有者不明土地の増大などに伴い、森林がその機能を十分に発揮することが難しくなっています。しかし、二酸化炭素の排出抑制を初めとした環境問題や国土の強靱化は喫緊の課題であり、そのためにも森林整備や林業の担い手育成については日本全体で大きな課題となっているところでございます。そこで国では森林整備などに必要な財源を安定的に確保するため、このたび国税として森林環境税を導入することとなりました。森林環境税は国税であります。個人住民税の枠組みを用いるため市町村が賦課徴収を行います。なお、納められた森林環境税は国の特別会計に収入されます。その後、国では森林の広さに応じて全国の自治体に森林環境譲与税として配分し、各自治体の森林整備の財源として活用されるものでございます。本町においてもこの3月に設立した森林関連の株式会社ニセコ雪森考舎について、この財源を用いて設立をしたということでございます。また、納税者の皆さんにとって、森林環境税の導入により新たに町道民税の負担が増加するというはございません。なぜなら、これまで東日本大震災を教訓に、防災施設整備の財源のため町道民税が年額で1,000円引上げられておりました。森林環境税は、この特別措置が今年度で終了をする代わりに、来年度から同じ額で導入されるというためでございます。まず1つ目の柱は以上でございます。

それから2つ目、固定資産税の改正でございますが、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例に関する規定の追加でございます。改正条文の本文でいきますと、附則第10条の2に当たります。わがまち特例とは、これまで国が一律で定めていた地方税の特例措置について、法律の範囲内で

あれば、特例の期間や割合を地方自治体が自主的に判断し、条例で定めることができるという制度です。今回の改正により、別紙一覧の資産を特例措置の対象とし、それぞれの資産ごとに固定資産の軽減割合を定めています。この別紙一覧というのが別にお配りをしております左上に資料別紙と書いております『税条例「わがまち特例」で定める割合について（地方税法対比）』という資料にまとめてございます。これについては後でご説明させていただきます。次に2ページをご覧くださいまして、このわがまち特例の割合は一定の範囲内で自治体が独自に定められますが、本町では軽減分が地方交付税で措置される範囲の中で軽減割合を設定しているというものでございます。また、わがまち特例の制度は平成24年度の税制改正で設けられましたが、本町ではこれまでこの制度に該当する資産が町内に見られないことから、条例で定めてはいませんでした。しかし、近年様々な企業の進出が期待できたり、ニセコミライを初めとした環境に配慮した企業活動が進んだりといった変化があります。わがまち特例の対象も子育てや高齢者に関する資産など、年を追うごとに対象資産が増える傾向がございます。これらのことから、町では現在法律で定められた対象資産について全て特例が適用できるよう、このたび条例で定めるということといたしました。なお、今回の対象資産の一覧には、津波からの避難施設など本町では整備される可能性が著しく低い資産も規定しています。しかし、わがまち特例の規定は毎年のように改正されているため、本町独自で国の規定と異なる条文構成にしますと、条例改正の際に漏れや誤りが生じるおそれが高くなります。また、これらの規定はいずれも納税者の皆さんにとって有利となる規定であることや、近隣町村も含めた多くの自治体が国の規定に沿った条文構成としていることから、本町でも国が示した規定に合わせた条文構成といたしました。ここで先ほど申し上げました別冊資料の説明をさせていただきます。この資料が附則第10条の2に規定しております中身でございまして、特にこういう施設をつくった場合、本町としては固定資産税をこれぐらい減免するということをまとめた資料でございます。この附則第10条の2の第1号から8ページの第27号まで27項目にわたって、固定資産税の減免規定をニセコ町の条例に設けたということをもとめた資料でございます。例えば、8ページの第27号ですが、ニセコ町において大規模な修繕等が行われたマンションに対しては、普通の課税ではなく、固定資産税の課税の3分の1の課税とするというのが左側に書いてありますが、全てにおいてこのような施設の減免対象としているということでございます。後ほどまた詳しくご覧いただきたいと存じます。

それでは説明資料にお戻りいただきまして、3つ目、軽自動車税の種別割というところの説明でございます。資料の2ページにお戻りいただきたいと存じます。特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に関する税率の改正でございます。このたび道路交通法と道路運送車両法の保安基準の一部が改正され、所定の要件を満たすものは3輪以上であっても「特定小型原動機付自転車」と定められました。これまでは3輪以上の一部の車両は「ミニカー」という年3,700円の税額に区分されていましたが、今回の改正により、いわゆる電動キックボードに該当する車両は3輪や4輪であっても「ミニカー」ではなく、「特定小型原動機付自転車」の区分が適用になるというため、原動機付自転車と同じ年2,000円の税額を適用するための改正となっております。それから、先ほど申し上げました10ページまでの改正本文、この条例改正につきましては条文のそれぞれについて施行期日がそれぞればらばらでございますので、施行期日についてもこちらに取りまとめていただいております。

ます。これも後ほどご確認をいただければと存じます。

それでは、議案の10ページにお戻りいただきたいと存じます。この条例改正に伴う住民参加の状況でございますけれども、今回の条例改正は関係法令等の制定改廃に基づくものであるため、住民参加等の手続を要しない。まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当するとしているところでございます。

議案第2号に関する説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、日程第19、議案第3号 ニセコ町道路線の変更について。中学校通の説明をいたします。議案の12ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第3号 ニセコ町道路線の変更について（中学校通）。

下記の路線の町道を変更したいので、道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求める。

大変申し訳ございません。「認定する路線」となっておりますが、「変更する路線」と訂正をいただきたいと存じます。

認定番号236、路線名 中学校通。旧の起点がニセコ町字富士見138-5番地先、終点がニセコ町字富士見168番地先。新しい起点の表記が変わっておりますが、ニセコ町字富士見138番5地先、これは場所は変わりません。終点についてはニセコ町字富士見170番14でございます。

令和5年5月10日提出、ニセコ町長 片山健也。

先ほど条例の関係でご説明をいたしました第3回ニセコ町議会臨時会説明資料の4ページ、カラーの図面が載っているページをお開きいただきたいと思います。この図面でご説明をさせていただきます。今回変更をご審議いただく中学校通については、4ページの上の図面におきまして、黒い左右2本の実線で起点と終点を示しております。道路幅員5.5m、延長531.1mの町道でございます。この道路の終点、右の黒の実線が示しているところでございますが、これを運動公園通側、左側でございますが、こちらに約106m縮め、赤い実線で示す424.9mの道路に変更をするというものでございます。また、これに併せ、下記の図面で示すように、短くなった赤の中学校通の右端から東へ紺色の線で伸びているのが、次の議案第4号で新たに認定いただく予定の町道ニセコミライ通でございます。この道路も関連がありますので、合わせてご説明を申し上げます。町道中学校通沿いにつきましては、住宅・中学校及びグラウンドなどがあり、終点側よりさらに東側、右側でございますが、こちらにはニセコミライSDGs街区の整備が進んでいる状況でございます。ニセコミライSDGs街区の整備にあたり、延長後の道路の使用用途を考えた場合、運動公園通より東側の道路については、もっぱらニセコミライSDGs街区から運動公園通までを連絡する道路となり、現況の中学校通の目的からは変更となります。このため、運動公園通より東側の道路については、これまでの中学校通から分離し、新しい町道ニセコミライ通として認定し、一方、現在の中学校通は、終点を運動公園通との交差点まで短縮するというものでございます。

議案第3号では、まず町道中学校通を赤い実線の通り短く変更するというご審議をお願い申し上げます。

続きまして、日程第20、議案第4号でございます。議案の14ページになります。

議案第4号 ニセコ町道路線の認定について（ニセコミライ通）。

下記の路線を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

認定する路線、認定番号266、路線名、ニセコミライ通、起点、ニセコ町字富士見170番14、終点、ニセコ町字富士見175番4。

令和5年5月10日提出、ニセコ町長 片山健也。

新しく認定いただきたいニセコミライ通については、先ほどの説明資料の4ページ、赤色の線の東側、右側に伸びる紺色の道路でございます。この道路が新たに認定を要する理由は、先ほど議案第3号でご説明いたしましたとおりでございますが、起点である字富士見170番14から、終点である字富士見175番4まで、道路幅員5.5m、計画の延長を含め297.84mの町道となっております。今後、歩道の設置工事及び無電柱化工事計画延長までの道路新設工事を実施する予定でございます。

議案の第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第21、議案第5号 請負契約の締結について（令和5年度林道小花井線法面補修工事（2号・3号箇所））の説明でございます。議案の16ページでございます。

議案第5号 請負契約の締結について（令和5年度林道小花井線法面補修工事（2号・3号箇所））。

次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

1、契約の目的、令和5年度林道小花井線法面補修工事（2号・3号箇所）

2、契約の方法、指名競争入札

3、契約金額、7,115万9,000円

4、契約の相手方、虻田郡ニセコ町字里見61番地1、牧野工業株式会社、代表取締役 牧野雅之

令和5年5月10日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件は予定価格5,000万円以上の工事であることから、議会の議決を求めるものでございます。まず、第3回ニセコ町議会臨時会説明資料の5ページをご覧くださいと存じます。本件は図面中央より少し上、字宮田564番地、世雄寺と書いておりますが、これを抜けて、道道新富上里線の途中にある林道小花井線法面工事、図面の2号及び3号箇所となります。林道小花井線は開放型の林道で一般の通行が可能であり、道有林や民有林の林道事業者以外に豊浦町や真狩村に抜ける一般の利用者もおります。林道小花井線では以前より落石等が生じており、維持管理で対応してまいりましたが、安全性を回復するため、不安定な岩塊や土砂の除去及び簡易吹付法枠工法を実施し、法面の安定性を図ります。今年度は昨年度実施した1号箇所以外の2号及び3号箇所に対する工事を行います。これにより法面工事が完了するという予定でございます。

3月28日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準から、指名競争参加資格者のうち工事実績を考慮して、ニセコ町の事業者3社、倶知安町の事業者2社の計5社を指名いたしました。4月26日に入札を行い、その結果、消費税抜きで最高額が6,510万円、最低額が6,469万円となりまして、牧野工業株式会社に落札をしたものでございます。なお、予定価格

に対する落札額の割合、いわゆる落札率につきましては97.4%でございます。工事の工期については、議決の後、令和5年11月30日までを予定しております。

議案の第5号については以上でございます。

続きまして、日程第22、議案第6号でございます。

日程第22、議案第6号 請負契約の締結について（令和5年度宮田地区（小花井）配水管更新工事）のご説明をいたします。議案の18ページでございます。

議案第6号 請負契約の締結について（令和5年度宮田地区（小花井）配水管更新工事）。

次の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1、契約の目的、令和5年度宮田地区（小花井）配水管更新工事
- 2、契約の方法、指名競争入札
- 3、契約金額、1億1,165万円
- 4、契約の相手方、志田・長澤経常建設共同企業体、代表者、虻田郡ニセコ町字有島90番地22、株式会社志田建設、代表取締役 秋田谷守

令和5年5月10日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件につきましても、予定価格が5,000万円を超える工事というため、議会の議決を要する契約となります。本件はニセコ町簡易水道宮田地区（小花井）の配水管更新工事に係る契約に関するものでございます。本工事は、道道峠宮田線字宮田564番地の世雄寺よりまだ南側付近から、旧宮田小学校までの工事でございます。老朽化した配水管などを更新するというものでございます。内容は75mmの管が延長2660.8m、50mmの管が212.4m、いずれも耐震管へ布設替える工事でございます。

3月28日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準から、指名競争参加資格者のうち、工事实績を考慮してニセコ町の事業者1社、倶知安町の事業者4社、喜茂別町の事業者1社、経常建設共同企業体事業者1社の計7社を指名いたしました。4月26日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が1億410万円、最低額が1億150万円となりまして、志田・長澤経常建設共同企業体に落札をしたものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率につきましては97.13%でございます。工事の工期については、議決の後、令和5年11月30日までを予定をしております。

議案第6号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第23、議案第7号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算について説明いたします。

議案第7号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和5年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ543万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億5,199万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月10日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きいただいて、「第1表 歳入歳出予算補正」から4ページまで、記載のとおりでございます。

5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書総括の歳出でございますが、今回の補正額合計は543万5,000円でございます。こちらの財源については、国道支出金で512万4,000円、一般財源は前年度繰越金になりますが、31万1,000円という内訳でございます。

それでは歳出からご説明をいたしますので、8ページをお開きいただきたいと思います。2款1項3目13節の街路灯設置事業補助31万1,000円。こちらにつきましては、中央町内会所有のLED街路灯1基が老朽化により倒壊の恐れがあるため、自主的に撤去している状態にあります。そのため、更新にかかる費用を補助金として補正するというものでございます。なお、事業費全体に対する支援の割合である補助率は75%でございます。

続きまして、9ページでございます。3款2項児童福祉費、1目において総額512万4,000円の補正でございます。令和5年3月22日開催の国の物価・賃金生活総合対策本部会議において、住民税非課税世帯の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金支給が決定をいたしました。この事業を実施するため、これに伴う給付金及び事務費に係る予算を補正するというものでございます。右の欄でございますけれども、まず事務を進める職員の時間外勤務手当が20時間分で2万5,000円。その下、事務を進めるための消耗品2万5,000円。その下、100世帯に通知をするための郵送料として通信運搬費が1万9,000円。その下対象77世帯に予備の23世帯を加えた100世帯に対する口座振替手数料が1万1,000円。その下、事務を進めるためのシステム改修費を支払うため、北海道自治体情報システム協議会負担金として4万4,000円。その下、今回の事業の本体でございます子育て世帯生活支援特別給付金が、先ほど申し上げた100世帯掛ける5万円で500万円を計上してございます。なお、最初の給付につきましては、6月上旬頃をめどに事務を進めているというところでございます。

お戻りいただき6ページ、歳入でございます。15款2項2目2節の子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金512万4,000円。こちらはこの事業に対する国の補助金で、これにより先ほど説明した事業費の全額を賄うということでございます。

7ページ、20款1項1目1節前年度繰越金31万1,000円。こちらは中央地区のLED街路灯の更新の補助金の支出を賄います。

今回の補正の詳細については、別冊の補正予算資料No.4にまとめてございますので、こちらも後ほどご覧いただきたいと思います。と存じます。

議案の第7号についての説明は以上でございます。

これもちまして、議案第1号から7号の説明は以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、午後 3 時 15 分まで休憩します。

休 憩 午後 3 時 00 分
再 開 午後 3 時 13 分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第 1 号 ニセコ町監査委員の選任についての質疑に入ります。

地方自治法第 117 条の規定により、除斥に該当すると認められますので、高木直良君の退席を求めます。

（高木議員 退席）

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 1 号 ニセコ町監査委員の選任についての件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

（高木議員 着席）

これより、議案第 2 号 町税条例の一部を改正する条例の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号 ニセコ町道路線の変更について（中学校通）の件に入ります。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君） 新しく認定区間に入りますニセコミライ通に関連して、今回路線認定をしますといわゆる町道になって、町が管理・改修等の責任を負うこととなります。このエリアを考えたときに、この図面で見ますように大きくカーブがあったり、それから地形上は斜路っていうか、勾配のある道路になります。そこについて、私は新しい街区で人口が増えるという状況の中で、この道路に関しては必ず歩道が必要だと考えていますが、今回提案されてる内容からいくと、先ほどの説明では幅員5.5ということであります。普通、車道に歩道をつけますと、もう少し広がってくると思います。ですから、今後の道路構造を含めてどのようなお考えか、構想がありましたら今の時点で分かる範囲でご説明を追加していただきたいと思います。

○都市建設課長（橋本啓二君） 高木議員のご質問にお答えいたします。先ほどの説明では車道が5.5mというご説明があったかと思うんですが、歩道の設置に関しましては、片側ではございますが3.5mを計画しております。通常町内でも歩道の幅については大体1.5から2.5mが標準で考えてはいるんですけども、こちらに関しては若干広めの歩道幅となっております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 先ほどの質問もなんですけども、議案4号のニセコミライ通のほうだと思いますので。まずは議案3号に関してお願いします。

○3番（高木直良君） 議案3号についてはございません。すみません。

○議長（青羽雄士君） それでは着席願います。

議案3号についての質疑の件についてお伺いいたします。

議案3号に対する質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第3号 ニセコ町道路線の変更について（中学校通）の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」も声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第4号 ニセコ町道路線の認定について（ニセコミライ通）の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君） 先ほどは先走ってすみませんでした。質問は先ほどの内容です。これに関連して回答いただければと思います。

○議長（青羽雄士君） 橋本都市建設課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 高木議員のご質問にお答えいたします。先ほどご説明したとおり、歩道については若干広めの3.5mという規格で考えております。あと、道路勾配については車の安全性を考えまして、おおよそ1%内外、急なところも4%を切るような勾配で検討しております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第4号 ニセコ町道路線の認定について（ニセコミライ通）の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」も声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第5号 請負契約の締結について（令和5年度林道小花井線法面補修工事（2号・3号箇所））の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、小松議員。

○6番（小松弘幸君） 6番小松です。2箇所の法面工事なのですが、恐らくこの小花井線は道路が狭いと思うのですが、現在は通れているのか、あるいは工事する場合には通行止めにするのか、通行止めにするんならどのぐらいの期間止めるのか、その辺を確認したいのでよろしくお願いします。

○議長（青羽雄士君） 橋本都市建設課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 小松議員のご質問にお答えします。小松議員がおっしゃるとおり、現道はおおよそ3mもしくは3.5mぐらいしかないので、実際には工事車両が通ると交差ができないので、5月中旬か末から11月ぐらいまでは通行止めで考えております。前年度も1号箇所の施工をしましたが、そのときにも通行止めをさせていただきました。この辺はちょっと皆さんにご不便をかけるかと思いますが、ご協力のほどお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第5号 請負契約の締結について、（令和5年度林道小花井線法面補修工事（2号・3号箇所））の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第6号 請負契約の締結について（令和5年度宮田地区（小花井）配水管更新工事）の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第6号 請負契約の締結について(令和5年度宮田地区(小花井)配水管更新工事)の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第7号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、斉藤議員。

○7番(斉藤うめ子君) 7番、斉藤うめ子です。児童措置費の中で、先ほどの説明でちょっと聞き落としたこともあるかもしれませんが、子育て世帯生活支援特別給付金、5万円を100世帯にとありますけれども、これについてももう少し詳しく説明していただきたいんですけど、100世帯の子育て世帯、その対象になっているのは全部ではないと思うんですけど、どういうふうにして100世帯というふうにされたのか説明していただきたいと思います。

○議長(青羽雄士君) 桜井保健福祉課長。

○保健福祉課長(桜井幸則君) ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。先ほど副町長のほうから100世帯と説明がありましたが、正確には児童1人につき5万円ですので、言い換えれば100人の児童に対してというのが正しい説明かと思えます。あくまでも対象は児童1人に5万円の給付という事業になってございます。以上です。

○議長(青羽雄士君) 斉藤議員。

○7番(斉藤うめ子君) 世帯じゃなくて100人ですね。先ほどもちょっと伺ったんですけど、その100人の児童の対象はどのようにして選考されたのか、もう一度説明していただけますか。

○議長(青羽雄士君) 桜井保健福祉課長。

○保健福祉課長(桜井幸則君) 今回の対象となる児童につきましては非課税世帯の児童、0歳から18歳までというのが基本になってございます。以上です。

○議長(青羽雄士君) 斉藤議員。

○7 番（斉藤うめ子君） 非課税世帯の児童ってということなんですけれども、その児童というのは何歳から何歳までというふうになっていきますか。そこをちょっと教えてください。

○議長（青羽雄士君） 桜井保健福祉課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 0歳から18歳までの児童となっております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

小松議員。

○6 番（小松弘幸君） 6番、小松です。8ページのですね、中央の街路灯の関係だったんですが、これはですね、ワンちゃんのシッコによって金属が劣化して倒れたっていう状況なんですよ。そういったことでワンちゃんを連れて歩くと、あちこちでシッコかけますんで、例えば町としてね、こういうような対処の仕方があるようだとか、そういったものがあればお答えいただきたいなと思います。

○議長（青羽雄士君） 富永町民生活課長。

○町民生活課長（富永匡君） 小松議員のご質問にお答えしたいのですが、今ちょっと思い浮かばないのですが、糞であれば片づけてくださいってことになるのですが、尿だと規制するのはなかなか難しいかなとは思っています。もし何かいい案がありましたら、お知らせいただきたいなと思っております。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6 番（小松弘幸君） 金属ですから、水をかけると一番ベストなんですよ。そういったことで、散歩するときにはペットボトルに水を入れて、持って歩くような指導をしていただければいいかなと思います。ぜひ広報やラジオとかで周知していただければありがたいなと思っております。

○議長（青羽雄士君） 富永町民生活課長。

○町民生活課長（富永匡君） そういうようなことがもし可能であれば周知をしていきたいと思しますので、持ち帰って係と相談してやりたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 9番、篠原議員。

○9 番（篠原正男君） 9番、篠原です。9ページの子育て世帯生活支援特別給付金についてお伺いたします。この支給に当たって、これまでマイナンバーカードについては国を挙げて、また、町を挙げて取り組み、ある一定程度の普及がされてると思いますが、問題はそれをどう活用するかという点だと思っております。今回の支給事務に関わっては、例えば口座への振替作業ですとか、具体的にどのような点で活用されているのか、その点についてお伺いしたい。

また、逆に完全なる普及がなければ、この事業自体が成り立たないっていうのであれば、その点も踏まえてお答えいただきたいなと思います。

○議長（青羽雄士君） 桜井保健福祉課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまの篠原議員のご質問にお答えしたいと思います。今回の支給事務につきましては、国のQ&Aを見ても、特にマイナンバーと紐づけというような取扱いにはなってございません。あくまでも今回の支給については、前年度に支給該当者になった方について振り込み、プッシュ型での支給を行うということですので、特に今回マイナンバーを使った事務というの

が提起されてございません。

また新たな事業実施につきましては、その部分の検討をする必要があるのかなと思いますが、今回については特段の準備等はない状況でございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

5番、前原議員。

○5番（前原孝植君） 先ほどの電柱の件なんですけども、今、国でも電柱が劣化しており、かなり大きな補助金が出てると思います。そういった補助金を使って、倒れそうな電柱とかを補修したりっていうのは可能なんでしょうか。

（「電柱じゃないよ」の声あり）

（「はい、同じような内容の質問なので」の声あり）

○議長（青羽雄士君） 富永町民生活課長。

○町民生活課長（富永匡君） 前原議員の質問にお答えしたいと思います。今回当課で出したものについては街路灯の支柱の関係だったので、電柱の話はちょっと私も分からないんですけども、街路灯補修の国の補助メニューは私も承知しておりませんので、それにつきましてはあれば当然補助を使う形になると思うんですけども、今のところ補助のメニューはないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問ですが、たぶんLED化に関しての国の補助が以前ありまして、ニセコ町も社会資本交付金を使って、一部ほんの少し残ってますが、ほとんどの街路灯についてはLED化を進めています。電柱だけの補助って私も聞いておりませんので、今ご質問ありましたので再度確認はしてみます。ありがとうございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第7号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 24 議員派遣の件について

○議長（青羽雄士君） 日程第 24、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はご手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第 25 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（青羽雄士君） 日程第 25、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長からお手元に配付したとおり、ニセコ町議会会議規則第 74 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することによって決しました。

◎日程第 26 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（青羽雄士君） 日程第 26、閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題とします。

総務及び産業建設常任委員長より、お手元に配付したとおり、ニセコ町議会会議規則第 72 条第 1 項の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査に付することによって決しました。

◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件は全て終了しました。

これにて、令和 5 年第 3 回ニセコ町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3 時 37 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青羽 雄士（原本自署）

署 名 議 員 小松 弘幸（原本自署）

署 名 議 員 篠原 正男（原本自署）